

Web

労働おいた

2009/9

第 3 号

(通巻第 697号)

●製作・発行

大分県商工労働部労政福祉課

仕事と家庭の両立支援セミナー開催

特集

大分県では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため(財)21世紀職業財団大分事務所と共催で、毎年県下各地で「仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー」を開催しています。

本年度第 2 回のセミナーが 9 月 3 日に大分市内で開催され(大分市共催)、事業所の労務管理担当者や行政担当者など約 100 人が参加する中で、講演や事例発表、子育ての体験発表が行われました。



はじめに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員の矢島

洋子氏により「ワーク・ライフ・バランス(WLB)～制度が活きる職場のありかた～」と題して、WLB取り組みの効用や短時間勤務制度の運用課題などについて講演を行ないました。続いて、

(株)太田旗店の太田恵三代表取締役社長が、自社のこれまでの両立支援の取り組みに対する苦労話など事例発表を、大分市役所主任の篠原俊幸氏が育児休業を通じて得られた「3つ

のキズナ(子・妻・親とのキズナ)」について体験発表を行いました。

目次

- 特集 1 仕事と家庭の両立支援 P1~P3
- インタビュー この人にききました! 岩尾昌次郎さん P3
- 特集 2 夏季一時金妥結状況 P4
- 各種広報 P4~P5
- 県内の動き(7~8月) P6
- 労委だより(7~8月) P6
- 主要労働経済指標 P7
- 労務管理アドバイス P8



(矢島主任研究員)



(太田社長)



(篠原主任)

大分県最低賃金が改定されました

平成21年10月1日効力発生

631円(時間額)

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳細サイト <http://www.saiteichingin.info/>

今、なぜ仕事と子育ての両立支援?

近年の急速な少子化進行の背景には、子育ての負担感が大きいことや、仕事と家庭生活の両立が困難であることなどが指摘されています。このままの状態が続くと、労働力人口は大きく減少することが予想され、経済活動にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

労働力人口の減少を緩和するためには、社会全体で女性や高齢者などの就業参加を促進するとともに、企業においても、男女がともに能力を発揮しながら子育てできる雇用環境の整備が求められています。

一般事業主行動計画をつくろう!

このような状況の中、国におい

ては、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、両立支援への環境整備などを内容とする「一般事業主行動計画」の策定・届出を事業主に義務づけています。

ただし、現況は301人以上の労働者を雇用する事業主のみ義務化で、雇用する労働者が300人以下の事業主は努力義務となっています。（平成23年4月1日から行動計画の策定・届出が義務化される範囲が、労働者101人以上の事業主に拡大されます。）

募集 おいた子育て応援団 しごと子育てサポート企業

大分県では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組みとして、一般事業主行動計画策定が努力義務である300人以下の中小企業に計画策定を推進するため、おいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」の認証制度を設け登録企業の募集を行っています。

平成21年8月現在で県下280社が認証・登録を受け、計画を推進しています。

認証制度とは

大分県が、子育てをサポートする企業として認証し登録することにより、認証企業のイメージアップや社会的評価の向上を図り、多くの企業に認証を受けていただくことで、子育て応援社会の実現を目指す制度です。

認証・登録されると

- ◎県のホームページなどで広く県民に紹介されます。
- ◎認証マークを会社案内や名刺に使用でき企業イメージが向上します。
- ◎企業の社会的評価が向上し、優秀な人材を確保しやすくなります。
- ◎この制度と連携した金融機関の融資金利の優遇が受けられます。



(認証マーク)

認証・登録までの手続

- ステップ 1 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定します。
(計画の内容 ①仕事と家庭の両立支援②働き方の見直し③地域における子育て支援)
- ステップ 2 一般事業主行動計画策定届を労働局に提出します。
- ステップ 3 一般事業主行動計画策定届の写しをつけて、県労政福祉課に認証申請をします。
- 認証・登録 認証書と認証マークが交付され、県のホームページ等で広く紹介されます。

問い合わせ先

大分県 商工労働部 労政福祉課 労政福祉班
電話 097-506-3327

詳しい手続きや書式

<http://www.pref.oita.jp/14530/work-kosodate/kosodateoendan.html>

このほか、大分県では「おいた子育て応援団」として次の企業等も募集しています。

パパママとくとくショップ

18歳未満の子どもがいる家庭に、料金の割引や特典などのサービスを実施する店舗・施設など

パパママおでかけサポートショップ

授乳室やおむつ替えコーナーなどの子育て家庭に優しい設備や付加的サービスを行う店舗・施設など

詳しい内容

<http://oitakosodate.net>

各種助成金を活用 しよう!

大分労働局と(財)21世紀職業財団大分事務所では、仕事と家庭の両立を図

る労働者を支援する事業主への各種の助成金制度があります。

大分労働局の助成金制度

- 中小企業子育て支援助成金
- 事務所内保育施設設置・運営等助成金

大分労働局雇用均等室 097-532-4025

(財)21世紀職業財団の助成金制度

- 代替要因確保コース
- 休業中能力アップコース
- 子育て期の短時間勤務支援コース
- 育児・介護費用等補助コース
- 職場風土改革コース

同財団大分事務所 097-538-7755



インタビュー この人にききました 「自然体で子育てしてみませんか」



介護福祉士
岩尾昌次郎さん

社会福祉法人安岐の郷
特別養護老人ホーム
「鈴鳴荘」勤務(国東市)

今回は、男性の育児休暇を取得された介護福祉士・岩尾昌次郎さんにお話を伺いました。

二人目の出産にあわせて育休を取得

◆育児休暇を取られた時の状況は？

◇今年5月、妻が第2子を出産しました。予定より一ヶ月早い早産でした。当初は妻の実家に世話になる予定でしたが、時期が早まってそれも難しい状況でした。その時、施設長や上司から育児休暇制度を利用するよう勧められ、休暇を取ることにしました。職場の同僚も当然私が育児休暇を取るだろうから、皆で協力していこうという雰囲気がありました。実際の休暇としては、配偶者の出産のための休暇(「とうちゃんがんばれ、パパ修行中」)(5日)と育児休暇(18日)、計23日を取りました。

戸惑いと励まし

◆休暇中はどんな様子でしたか？

◇妻は第2子にかかりきりですので、普段の家事と第1子の世話をするのが私の日課でした。買い物、炊事、洗濯、掃除などひととおりやりました。

◆困ったことは？

◇これまでも休日に家族の食事を作ったりしていたし、仕事柄子どもの世話も特に困ることはありませんでした。

それでも家事・育児が毎日のこととなると、当然私にもそれなりの責任があるので、気安くやっているという感じではありませんでした。

また、買い物をしているときなど周囲の視線が気になりました。周囲の一部から、妻は専業主婦なのに、なぜ私が育児休暇をとるのか、と言われた時は戸惑いました。でも若い人たちからは応援の言葉をもらい、逆に励まされました。

子育ては自然体で

◆これから育児に取り組んでみようというお父さんたちへアドバイスがあれば？

◇育児について構えず自然体で取り組んでみてはどうでしょうか？思っているほどきつくないですよ。例えば、子どもの世話でも、子どもがよってきたらとりあえずだっこしてみる、膝に座らせる。それだけでいいんです。その後は子どものほうから父親に働きかけてきます。

子育てするお父さんをほめてください

◆お母さん方へのアドバイスは？

◇私の周りの男性で育児をやってみただけれど、お母さんから、かえって手間がかかると言われて挫折した事例を見聞きしたことがあります。子育て中の女性の方には、夫が育児に参加した時には、何をしてもとにかく褒めてあげてほしい。そして育児参加を続ける気持ちを手助けしてほしいと思います。

◆男性が育児休暇を取りやすくする上での改善を望む点は？

◇職場に男性が育児休暇をとって当然という雰囲気、皆で取得した人の仕事をカバーするという共通の認識が必要ですね。

また職場の問題とは別に、育児休暇中の収入の保障を行政として制度化してもらえるとありがたい。無給では男性はなかなか休めないのが本当のところではないかと思いません。

職場紹介

社会福祉法人安岐の郷
特別養護老人ホーム 鈴鳴荘
(高橋とし子施設長)

所在地：大分県国東市安岐町下山口58番

仕事と育児の両立支援のため

○職員の子どもの出産のための特別休暇
「ばあちゃんの出番です」

○配偶者の出産のための休暇
「とうちゃんがんばれ、パパ修行中」

○事業所内託児所の設置・運営
など独自の取り組みを進めている事業所です。

鈴鳴荘ホームページアドレス

<http://www.oct-net.ne.jp/~akisato/reimeiso/index.html>

特集

平成21年夏季一時金 要求・回答・妥結状況(最終)

平成21年8月14日発表(平成21年7月31日現在)
大分県商工労働部労政福祉課発表(要約)

1 概況

調査対象200事業所のうち、

- 要求を把握できたのは134事業所(全体の67.00%)
- そのうち、妥結した事業所は130事業所(要求を把握できた事業所の97.02%)

2 要求状況

- 要求を把握できた134事業所の平均要求額は605,434円(月数2.27月分)
- 前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額では63,086円、月数では0.19月分下回っている。
- 業種別要求額で最も高いのは、「電気・ガス業」の896,356円で、以下、「情報通信業」878,808円、「運輸業、郵便業のうちその他」852,713円となっている。

3 妥結状況

- 妥結した130事業所の、平均妥結額は540,831円、月数では2.00月分となっている。

- 前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で83,064円、月数で0.29月分下回っている。
- 業種別妥結額で最も高いのは、「電気・ガス業」の857,316円で、以下、「情報通信業」782,135円、「製造業のうち鉄鋼、非鉄」757,170円となっている。
- 業種別妥結月数で最も高いのは、「電気・ガス業」の2.84月分で、以下、「製造業のうち鉄鋼、非鉄」2.59月分、「運輸業、郵便業のうちその他」2.47月分となっている。
- 企業(従業員)規模別妥結額(月数)では、従業員「1,000人以上」で妥結額は586,697円(月数2.05月分)、「300~999人」で額は462,318円(月数1.94月分)、「100~299人」で額は458,114円(月数1.93月分)、「99人以下」で額は347,639円(月数1.60月分)

4 妥結額の分布状況

- 最も件数が多いのは「40~50万円」26件(20.00%)、以下、「50~60万円」24件(18.46%)、「30~40万円」23件(17.69%)となっている。

◎担当

大分県商工労働部労政福祉課労働相談・啓発班
電話：097-506-3352

◎詳細は、ホームページ「おおいたの労働」統計・調査のページをご覧ください。

賃金、残業、退職、解雇など仕事、職場の悩み、トラブルは、まずご相談ください

大分県労政・相談情報センター

【相談専用電話】

固定電話用 0120-601-540
携帯・公衆電話用 097-532-3040
受付 月～金曜日の毎日8:30～17:15
(祝日、12/29-1/3を除く)

- 労働問題全般の相談を受付けます
- 相談は来所または電話です
- 予約は不要、相談料は無料です
- 県職員が直接相談を受けますので秘密厳守です

【場所】大分市大手町3-1-1 県庁舎本館 1F

県下各地での無料相談会もご利用ください。

★特別巡回労働相談★

県内各地で毎月1回 弁護士や社労士の直接相談
10月22日(木)日田市 11月16日(月)大分市

★労働なんでも相談★

県内各地で毎月1回 県職員の直接相談
10月6日(火)宇佐市、11月5日(木)豊後高田市

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話 097-506-3351

受付時間は労働相談と同じです。

悩んでいるより 相談しましょう！

～労働者・事業主の皆様の職場でのトラブル
の解決を大分労働局がお手伝いします～

大分労働局では、「総合労働相談コーナー」を労働局総務部企画室及び県内の全労働基準監督署の計 6 か所に設置して、労働問題に関する相談、関連情報の提供等を行っています。

また、実際にトラブル(紛争)を抱えている方々には、「大分労働局長による助言・指導」又は「大分紛争調整委員会(弁護士等で構成)によるあっせん」により個別労働紛争の迅速・円滑な解決のためのお手伝いをしています。

特に、大分紛争調整委員会によるあっせんは、労働問題に関する様々な分野の紛争が対象となり、多くの時間及び費用を要する裁判と比較し、手続きが迅速、簡便かつ無料です。また、あっせんは非公開ですので、紛争当事者のプライバシーを保護するものとなっています。

【総合労働相談コーナー】

大分労働局総務部企画室 097-536-0110

大分総合労働相談コーナー097-535-1512

中津総合労働相談コーナー0979-22-2720

佐伯総合労働相談コーナー0972-22-3421

日田総合労働相談コーナー0973-22-6191

豊後大野

総合労働相談コーナー0974-22-0153

平成21年度 豊の国雇用促進フェスタ ご案内

高齢者、障がい者、若年者、Uターン者等の雇用の安定、促進及び啓発の取り組みの一環として「豊の国雇用促進フェスタ」を開催します。多くの方のご参加をお願いします。

○日 時

平成21年10月15日(木) 13:30～15:30(受付12:30～)

○場 所

大分東洋ホテル2階「二豊の間」(大分市田室町9番20号)

○プログラム

知事感謝状贈呈及び協会長表彰授与

記念講演 14:10～15:30

演題「我が社の70歳定年導入に向けた取り組みについて～高齢化に対応した作業改善と能力開発～」

講師 松田 清 氏(株)池上鉄工所 代表取締役社長

○参加料 無料

○参加申込や詳細については、(財)大分県総合雇用推進協会高齢者雇用支援部(TEL:097-537-5048)にお問い合わせください。

主催 大分県・(財)大分県総合雇用推進協会・大分県
中小企業団体中央会・(独)雇用・能力開発機構
大分センター

後援 大分労働局

加入しませんか 中退共 中小企業 退職金共済制度

中退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営する国の退職金制度です。

ご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

制度の目的

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

制度のしくみ

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

制度の特色

- 適格年金制度からの移行先です。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 短時間労働(パートタイマー等)の方も加入できます。
- 加入前の勤務期間(過去勤務期間)通算制度と転職した場合の通算制度があります。
- 掛金は預金口座から振り替えます。退職金は直接退職者に支払いますので、管理が簡単です。

問い合わせ先

中小企業退職金共済事業本部

代表電話 03-3436-0151

HP <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

福岡退職金相談コーナー 電話 092-287-9217

TOPIX 県内の動き

労働講座(中央会場)

7月28日、県労政福祉課は労働講座(中央会場)を、大分市の九州労働金庫大分支部で約130人の参加のもと開催しました。

講座では、北九州市立大学法学部准教授の國武英夫氏が「労働法の規制緩和とその再編～今後の労働法の展開を探る～」と題して講演を行ったほか、県労政福祉課から県の労働行政について説明しました。



(國武准教授)

連合大分

県の来年度予算編成に要請

8月7日、日本労働組合総連合会大分県連合会(嶋崎龍生会長)は広瀬勝貞知事に対して、2010年度予算編成に関わる要請を行いました。

最重要の要請内容は、産業政策と一体となった雇用政策の確立と直接雇用の機会創出、環境に関連した雇用の拡大、公正な労働基準の確保、県産農産物の消費拡大に向けた取り組み、医師確保対策の強化、学校教育での職業観の形成、大分駅付近高架事業に伴う交通渋滞対策など7項目。

就職面接会

8月18日、大分労働局・県・県総合雇用推進協会は来春卒業予定の新卒者や25歳以下の既卒者、県外在住のU・Iターン希望者を対象にした就職面接会を、大分市のトキハ会館で開催しました。

会場には、県内から60の企業がブースを設け、約350人の学生らが訪れました。

大分県労連 第21回定期大会

9月5日、大分県労働組合総連合は大分市の大分県保険医会館で第21回定期大会を開催しました。

大会では、阿部峰子議長と来賓の全国労働組合総連合(全労連)常任幹事の井筒百子氏らによる挨拶に続き、2010年度運動方針案などが審議・承認

されました。この後2010年度役員選挙が行われ議長に阿部峰子氏、事務局長に児玉圭史氏が再任されました。



(阿部議長)

労委だより

大分県労働委員会事務局

平成21年7月～8月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
不当労働行為事件	0	2	1	1
労働組合資格審査	0	2	1	1

◎調整事件関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
あっせん	4	0	4	0

◎会議の開催

7月14日 第1436回定例総会
7月28日 第1437回定例総会

8月12日 第1438回定例総会

大分県労働委員会

悩まず どんとこい労働相談

「個別労働関係紛争処理制度周知月間」の一環として、労使間トラブルについての相談を無料でお受けします。

期間

平成21年10月16日(金)～10月22日(木)

受付時間

平日 9時～20時(来所は18:30まで受付)

土・日 9時～17時(来所は17:00まで受付)

相談の方法

○電話相談 097-536-3650
097-506-5241
097-506-5251

○来所相談 労働委員会の相談室
(県庁舎本館7階)

○ファックス相談 097-506-1788

問合せ先 大分県労働委員会事務局 097-506-5241

主 要 労 働 経 済 指 標

項目 年月	賃 金 の 動 き						労 働 時 間 の 動 き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働実時間 (時 間)		所定内働実時間 (時 間)		所定外労働実時間 (時 間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
18年平均	384,401	330,200	302,746	265,343	81,655	64,857	153.5	158.7	140.6	144.9	12.9	13.8
19年平均	377,731	316,296	299,782	256,612	77,949	59,684	154.2	157.8	140.8	144.8	13.4	13.0
20年平均	379,497	315,010	300,694	256,327	78,803	58,683	153.0	156.9	140.1	144.5	12.9	12.4
20年6月	578,170	443,253	300,856	254,861	277,314	188,392	157.1	160.0	144.4	148.0	12.7	12.0
7月	441,373	380,070	301,144	255,473	140,229	124,597	159.2	163.0	146.3	150.7	12.9	12.3
8月	312,883	263,252	299,333	254,540	13,550	8,712	148.1	151.3	135.8	139.5	12.3	11.8
9月	303,940	254,246	299,625	254,106	4,315	140	152.0	157.7	139.3	145.0	12.7	12.7
10月	306,109	258,453	300,807	256,172	5,302	2,281	157.2	161.6	144.4	149.4	12.8	12.2
11月	326,431	272,864	299,510	256,045	26,921	16,819	152.0	153.7	139.5	142.4	12.5	11.3
12月	715,290	591,269	297,992	254,118	417,298	337,151	149.7	153.3	137.8	142.4	11.9	10.9
21年1月	297,734	249,481	288,055	245,442	9,729	4,039	139.7	147.3	129.0	136.8	10.7	10.5
2月	292,957	248,968	289,008	248,418	3,949	550	143.5	148.6	133.4	138.4	10.1	10.2
3月	301,623	259,075	288,010	252,992	13,613	6,083	145.3	155.8	135.0	144.8	10.3	11.0
4月	299,064	260,995	290,619	253,081	8,445	7,914	152.4	160.5	141.7	148.4	10.7	12.1
5月	296,908	253,182	285,894	251,364	11,014	1,818	140.4	147.3	130.2	137.1	10.2	10.2
6月	513,651	477,233	287,970	256,560	225,681	220,673	152.6	159.9	142.3	150.4	10.3	9.5
7月	405,749		288,002		117,747		154.7		143.9		10.8	
資料出所	(全 国) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
18年平均	1.56	1.42	1.06	0.99	100.3	100.3	104.5	106.9	320,231	324,910
19年平均	1.52	1.48	1.04	1.03	100.3	100.3	107.4	112.1	323,459	309,661
20年平均	1.25	1.21	0.88	0.86	101.7	101.7	103.8		324,929	326,678
20年6月	1.27	1.27	0.90	0.90	102.2	102.1	106.9	121.8	307,975	309,894
7月	1.24	1.24	0.88	0.87	102.4	102.3	108.3	114.6	330,483	351,641
8月	1.21	1.15	0.85	0.84	102.7	102.7	104.5	106.0	322,501	301,206
9月	1.16	1.16	0.83	0.81	102.7	102.7	105.6	116.9	307,778	367,679
10月	1.11	0.99	0.80	0.75	102.6	102.8	102.3	106.1	313,544	314,172
11月	1.05	0.89	0.76	0.67	101.7	102.0	93.6	95.1	310,146	316,847
12月	1.05	0.90	0.73	0.63	101.3	101.7	84.4	78.9	365,435	414,849
21年1月	0.92	0.80	0.67	0.57	100.7	101.3	75.8	73.0	321,732	358,868
2月	0.77	0.76	0.59	0.53	100.4	101.1	69.5	71.8	295,494	331,899
3月	0.76	0.86	0.52	0.51	100.7	101.2	70.6	78.4	344,643	337,670
4月	0.77	0.85	0.46	0.49	100.8	101.4	74.8	84.1	344,514	303,695
5月	0.75	0.84	0.44	0.48	100.6	101.6	79.1	88.6	317,195	263,929
6月	0.76	0.82	0.43	0.46	100.4	101.4	80.9	95.3	299,439	259,794
7月	0.77	0.83	0.42	0.46	100.1	101.1	82.6		316,623	263,392
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」	

(注) ●*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)



【執筆】
社会保険労務士
轟 憲人
(轟社会保険
労務士事務所)

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

Q. 当社は、従業員20名ほどで、オフィス用品等の卸売業を営んでいます。事業を立ち上げて5年ほど経つのですが、女性社員の中で3か月後に出産を控えている者がいます。出産、育児中は会社としてどのような配慮や手続きをすればよいのでしょうか？

A. 今回は、社員の出産から育児にまつわる会社の手続き等について基本的な事項をご説明します。

まず、女性の出産について労働基準法では、産前42日(6週間)+産後56日(8週間)を産前産後の休業期間(以下、産休期間といいます。)と考えています。双子以上の場合はいくらかより少し長く(産前が14週間)なります。

産前は、労働者から休業の請求があれば働かせてはいけませんし、配置転換なども配慮する必要がある場合があります。産後は請求がなくとも、たとえば本人が働きたいと言っても6週間経過するまでは、働かせてはいけません。産後6～8週間は医師の承認と本人の請求で職場復帰が可能です。

この産休中の手続きですが、主なものに出産育児一時金と出産手当金があります。前者は出産費用の補てん的な一時金で、現在一児につき健康保険などから38万円支給されます。後者は、産休期間中の所得保障の意味合いで、普段もらっている給与の6割ほどが支給されます。本人が申請する場合がありますが、会社の証明が必要な部分が多いため会社が代行する場合はほとん

どです。両者とも、申請書などは健康保険協会への提出となります。

また、生まれた子供が社員の扶養に入る場合は被扶養者届が必要です。こちらの提出先は社会保険事務所です。

続いて、育児休業期間についてです。

この期間については、原則として1年(一定の場合、1年半まで延長可)となっています。

育児休業を開始する際には、育児休業取得者申出書を社会保険事務所に提出します。これにより、育児休業期間中の会社と被保険者負担分の両方の保険料が免除となります。この期間の保険料は免除されていますが、将来の年金額には納付済み期間として反映されますので、育児休業することにより年金額が減るということはありません。

さらに少しややこしいですが、この保険料免除を受けられる期間は育児休業に準ずる休業期間として、最長で子供が3歳に達するまでの期間受けられる場合があります。この免除を受けるためには、届出を0～1歳、1歳～1歳6か月、1歳6か月～3歳までということで3回しなければなりません。被保険者にとっても会社にとってもメリットのあることなので、適用者がいる場合は手続きをさせていただきます。

また、育児休業期間中、一定の雇用保険の被保険者に対して育児休業基本給付金が支給され、育児休業を開始する前の給与の3割ほどの金額が直接本人の指定した口座に振り込まれます。これも、会社の証明が必要なため会社が代行することが多いようです。

育児休業が終了し、職場復帰から6か月以上経過すると同じく雇用保険から休業前の給与の2割(平成22年3月31

日までに育児休業を開始した方が対象の暫定的な割合です。通常は1割)ほどが、育児休業期間に応じて支給されます。これらの給付については、届け出期間を過ぎると支給されない場合があるのでご注意ください。

ここで1つ、産休期間中の労務管理上の注意点ですが、社会保険料等の負担があります。

通常、ほとんどの会社は社会保険料の被保険者負担分を徴収する場合、支払っている給与から控除する形式だと思います。また、産休期間中は特別な手当などを設けている会社以外は給与の支払いがないことが多いと思われる。しかし、社会保険料は育児休業期間中とは異なり免除となりません。この間、社会保険料の被保険者負担分は、会社が立替などを行うことが多いのですが、約3ヶ月分の社会保険料となると大きな金額になったり、育児休業中に退職したりすることで、その支払について相談を受けることがあります。

このような、無用のトラブルを避けるためにも、産休に入る前に被保険者の方に十分説明をしておくとか、就業規則にその部分についてあらかじめ規定しておくなどの方法をとられることが大切だと考えられます。

以上、産休～育児休業期間等の手続き等について主なものをご説明いたしました。この他にも助成金などが受けられる場合もありますので、制度をうまく利用されて仕事と生活の調和のとれた職場を目指してください。

また、間もなく、育児・介護休業法の改正施行が予定されていますので、その情報にもご注意ください。

「Web労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課
〒870-8501大分市大手町3-1-1
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



「Web労働おいた」

Ohttp://www.pref.oita.jp/14530/rodoaita/index.html

「おいたの労働」

Ohttp://www.pref.oita.jp/14530/oitarodo/index.html